

呉市教育委員会会議録  
(平成31年3月22日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
平成31年3月22日定例会

1 開催日時 平成31年3月22日（金） 15：00開会  
16：04閉会

2 開催場所 851会議室（呉市役所8階）

3 出席委員 教育長 寺本有伸  
教育長職務代理者 森尾敬介  
委員 舟尾慎  
委員 香川治子  
委員 佐々木元 欠席委員なし

4 出席職員 教育部長 小川聰  
教育部参事 武林信二  
教育部副部長 坂口直美  
教育部参事補 兼学校施設課長 中島正雄  
教育部参事補 細本裕一  
教育総務課長 大森和雄  
学校教育課長 高橋伸治  
学校安全課長 楠田隆志  
文化振興課長 多田博  
教育総務課課長補佐 大窪敏幹

5 傍聴者 0人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第7号 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について
- (4) 教議第8号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 教議第9号 呉市立呉高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 教議第10号 呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- (7) 教議第11号 呉市御手洗地区文化施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (8) 報告第3号 寄附受納について
- (9) 教議第12号 職員人事について

(15:00)

- 教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。  
日程第1の「会期決定について」を議題とします。  
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 教 育 長 御異議なしと認めます。  
よって会期は、本日1日と決定されました。  
本日の会議録署名委員は、佐々木委員・森尾委員にお願いいたします。  
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。
- 大窪課長補佐 (平成31年3月8日臨時会について報告)  
教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第9については、人事に係る案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。
- (異議なしの声)
- 教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

**教議第7号 選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について**

- 教 育 長 それでは、日程第3の教議第7号「選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 中島参事補 それでは、教議第7号「選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について」御説明させていただきます。  
議案資料で御説明しますので、資料の4ページを御覧ください。  
1の改正の趣旨でございますが、まず、学校は公職選挙法施行令で、個人演説会の会場として定められています。また、同法第119条第1項の規定により、個人演説会場施設の管理者は、個人演説会等の施設に、照明の設備、演壇、聴衆席等、個人演説会等開催のために必要な設備をしなければならないとされているとともに、同条第2項の規定により、その施設の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならないとされております。
- 今年度、個人演説会場となっております和庄中学校及び片山中学校の体育館を建て替えたことにより、2の施設概要に記載しておりますとおり、施設の面積、照明、机の数など施設が新しくなりましたので、新しい施設の内容を記載しております。
- 説明は、以上でございます。
- 教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第7号「選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決します。

**教議第8号 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について**

教 育 長 次に、日程第4の教議第8号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、教議第8号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

資料8ページを御覧ください。議案資料をもとに御説明いたします。

はじめに、1の改正の趣旨を御覧ください。この度の改正につきましては、学校教育法施行規則の改正に伴い、学習指導要領の一部が改正され、道徳は特別の教科である道徳として、中学校において平成31年4月1日から新しい学習指導要領に基づき実施されるため、所要の規定の整備を行うものです。

2の改正の内容を御覧ください。

1点目は、特別の教科である道徳については、採択により決定した教科用図書を使用するため、校長があらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない教材から、道徳を削除します。

2点目は、教育課程の届出に関する規定の文言を整理するとともに、中学校長が呉市教育委員会に提出する教育課程に関する届のうち様式第10号の2及び第11号の3について改正を行います。

続いて3を御覧ください。施行期日につきましては、平成31年4月1日としております。

最後に5ページの表を御覧ください。先ほど御説明いたしました改正点について、表の左側に現行の規則を、右側には改正案を示しておりますので御確認ください。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第8号「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

佐々木委員 要するに、今まで道徳は、校長が使用する教材を市教委に届け出ていたものが、今後は採択で決定するため、それが必要ではなくなったということでおろしいですか。

高 橋 課 長 はい、道徳につきましては、教育委員会会議で採択された教科書が使用されることになりましたので、校長が教材を届け出て、承認する必要がなくなったということです。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決します。

**教議第9号 呉市立吳高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち  
保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則の制定について**

教 育 長 次に、日程第5の教議第9号「呉市立吳高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

栩 田 課 長 それでは、教議第9号「呉市立高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたします。

10ページの議案資料を御覧ください。議案資料をもとに御説明いたします。

始めに、1の改正の趣旨についてですが、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、医療費等が支給される独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について、平成31年度以降の収支の均衡及び給付内容の改善を図るため、共済掛金額及び免責特約に係る掛金額を改正した平成31年度予算政府案が、平成30年12月21日に閣議決定されたことに伴い、今後、国会で可決する予定の独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正に合わせて、所要の規定の整備をするものです。

つぎに、2の改正の内容についてですが、呉市立吳高等学校の生徒に係る災害共済給付契約の共済掛金の額のうち、生徒の保護者又は生徒が成年に達している場合は当該生徒から徴収する額を、生徒1人当たり1,610円にします。

改正前との比較については、参考(1)の表の呉高等学校の保護者等徴収額の欄を御覧ください。改正前では当該生徒から徴収する額は、生徒1人当たり1,380円としておりましたが、1,610円に改正するものです。

また、3の施行期日につきましては、平成31年4月1日からとしております。  
説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の教議第9号「呉市立吳高等学校の災害共済給付契約に係る生徒についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

船 尾 委 員 そもそも、この災害共済給付制度は、全児童生徒が自動的に加入するものなのでしょうか。

栩 田 課 長 希望者が加入し、掛金を支払うようになっております。

船 尾 委 員 保護者として耳慣れない制度なのですが、この制度についての案内は、一律に出しているのでしょうか。また、この制度はいつ頃からあるのでしょうか。

栩 田 課 長 現在の要綱は平成17年度に改正されてからのもので、それ以前から制度として

はあります。それから、手続きについては、保護者に案内を出し、希望を募るようにしております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決します。

**教議第10号 呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について**

**教議第11号 呉市御手洗地区文化施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について**

教 育 長 次に、日程第6の教議第10号「呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」及び日程第7の教議第11号「呉市御手洗地区文化施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、関連した内容のため、2件を一括して事務局の説明を求めます。

多 田 課 長 それでは、教議第10号「呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」及び教議第11号「呉市御手洗地区文化施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定」につきましては、関連がございますので、一括して説明させていただきます。

まず、教議第10号「呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」、議案資料で説明させていただきますので、資料12ページをお願いいたします。

呉市御手洗地区文化施設条例の一部改正につきましては、去る10月定例教育委員会におきまして承認を、12月呉市議会において議決をいただき、資料にございますように、12月27日に公布いたしております。

この条例改正の施行期日につきましては、資料15ページの下段、付則にございますとおり、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日としております。

資料11ページに戻っていただきまして、従いまして、この度、この条例改正の施行期日を本規則により、平成31年4月1日と定めるものでございます。

続きまして、教議第11号「呉市御手洗地区文化施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明させていただきます。

議案資料で説明させていただきますので、資料19ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、豊町御手洗地区にあります呉市重要文化財である旧金子家住宅につきましては、本年2月末をもって工事が完了し、4月からの一般公開を予定しております。

先ほども説明させていただきましたが、この旧金子家住宅の御手洗地区文化施設への追加や入館料・茶室使用料の設定等につきましては、昨年の12月呉市議会で条例改正の議決をいただいておりますので、この度は、規則について、所要の規定の整備を行うものでございます。

2の改正の内容についてでございますが、旧金子家住宅につきましては、一般公開とともに、建物内の茶室を一般使用できることとしております。条例では、教育委員会が許可する旨までを定めていますので、規則におきましては、使用許可を受けるために必要な手続きに関する規定を整備するものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、資料17ページを御覧いただければと思いますが、新旧対照表の右側、改正後の欄に改正箇所を下線で記載しております。

第4条で茶室使用の手続について定め、第5条において、入館者の遵守事項に茶室使用者を加える改正を行うものでございます。

恐れ入りますが再度、議案資料19ページに戻っていただきまして、3の施行期日でございますが、こちらは、先ほど説明させていただいた条例改正の施行期日とあわせ、平成31年4月1日としております。

4の施設概要等では、旧金子家住宅の概要を、20・21ページでは位置図、平面図を記載しておりますので、参考としていただければと思います。

なお、4の施設概要等の(7)にもございますとおり、旧金子家住宅は江戸時代後期に建てられた茶室を含む複合建築物で、建築的にも歴史的にも価値の高い、貴重な文化財でございます。

昨日、現地で竣工記念行事を開催いたしましたが、茶室では、上田宗箇流の家元による記念茶会を開催させていただきました。今後は、一般公開とともに、この茶室につきましても、例えば、上田宗箇流による初釜や大事な茶会など、お茶をされる方に一度はここで茶会をしてみたいと思っていただけるような特別な場所にしていきたい、そういう使い方をしていきたいと考えております。

最後に、旧金子家住宅の開館時間等についてでございますが、他の御手洗地区文化施設と同様、開館時間は午前9時から午後5時まで、休館日は火曜日と年末年始といたします。ただし、平日につきましては、来館者の状況等を勘案し、事前申込のある場合に開館し、見学できるよう対応していく予定です。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の教議第10号「呉市御手洗地区文化施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」及び、教議第11号「呉市御手洗地区文化施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本2件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本2件は原案どおり決します。

### 報告第3号 寄附受納について

教 育 長 次に、日程第8の報告第3号「寄附受納について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

中島 参事補 それでは、報告第3号「寄附受納について」御説明いたしますので、資料の23

ページを御覧ください。

この度、国際ソロプチミスト吳から、7月の豪雨災害で被災した10校に図書の寄附の申し出があり、各校が希望した図書579冊、評価額100万円相当の寄附を受納するものです。

各校を代表して、安浦小学校において贈呈式を実施しました。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第8の報告第3号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問がありましたらお願ひいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。  
それでは、これより秘密会の議題に入ります。

(15:23)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(16:04)

上記のとおり、会議の次第を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

( 教育長 寺 本 有 伸)

( 委 員 佐 ャ 木 元)

( 委 員 森 尾 敬 介)

(平成31年3月22日定例会)